

広島市水道局建設コンサルタント業務等検査要領

(令和2年4月1日制定・令和4年4月1日最終改正)

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、広島市水道局検査事務規程(昭和44年水道局規程第12号。以下「検査事務規程」という。)第1条に基づき、建設コンサルタント業務等(地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務)の委託契約に係る検査に必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 業務の完了を確認するための検査
- (2) 部分完了検査
 - ア 指定部分完了検査 業務の完了前に既履行部分の引渡しを受けるべきことを指定している場合において、業務の既履行部分を確認するための検査
 - イ 引渡部分完了検査 業務の完了前に受注者の承諾を得て引渡しを受ける場合において、業務の既履行部分を確認するための検査
 - ウ 契約解除に伴う既履行部分完了検査 契約が解除された場合、引渡しを受ける必要があるときにおいて、業務の既履行部分を確認するための検査

(用語)

第3条 この要領において、業務担当部長は、別表の業務担当課を所管する業務担当部長をいう。

(検査担当課)

第4条 検査担当課の技術部技術管理課が行う検査は、次のとおりとする。

- (1) シールド工や推進工などの特殊工事
 - (2) 口径 300mm 以上の管布設工事(不断水工事を除く。)を含む管工事
 - (3) 施設課の土木工事(補修工事、撤去工事及び調整池等の内面整備工事を除く。)
- 2 前項以外の業務は、別表の検査担当課が行うものとする。ただし、別表の検査担当課が特段の事情により行えない場合はこの限りではない。

(検査職員の選定)

第5条 検査担当課長は、検査担当課に所属する職員を検査職員とする場合には、主任技師以上の職位の者から選定し、業務担当部長に具申するものとする。ただし、「低入札価格調査対象業務」及び「最低制限価格と同額で契約した業務」においては、係長以上の職位の者から選

定するものとする。

- 2 業務担当課に所属する職員を検査職員とする場合には、当該業務を担当する係以外の係に所属する職員とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。この場合、当該業務の調査職員を検査職員に選定してはならない。
- 3 設計変更により設計委託金額に増減が生じた場合、原則として、検査職員の任命替は行わないものとする。

(検査職員の任命)

第6条 業務の検査を実施するため、業務の委託契約ごとに検査職員を置く。

- 2 業務担当部長は、第5条の規定による具申を考慮して、検査職員を任命するものとする。
- 3 前項の規定により検査職員の任命を受けた場合において、当該検査に係る受注者と親族関係にあるときその他検査の公正を妨げる事情があると認めるときは、その旨を業務担当部長に申し出なければならない。

(検査職員の数)

第7条 業務の委託契約ごとに置く検査職員の数は、1人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、混成業務等の検査にあつては、必要に応じて検査職員を2人以上にすることができるものとする。ただし、2人以上の検査職員により検査を行う場合には、検査担当課長は、それぞれの検査職員の検査の対象を業務種別等により定めるものとする。

(検査職員の服務)

第8条 検査職員は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類により、これらに適合した履行がなされているかどうかを検査しなければならない。

- 2 検査職員は、職務の執行に当たって知り得た受注者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査に必要な書類の交付等)

第9条 業務担当課長は、検査職員が任命されたときは、速やかに契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類を検査職員に交付するものとする。

- 2 検査職員は、前項の規定により関係書類の交付を受けたときは、あらかじめそれらの書類について検討し、検査の準備をしなければならない。

(検査の実施)

第10条 検査職員は、業務担当課長から検査についての請求があったときは、直ちに検査を行わなければならない。

- 2 検査は、個別に、実地について行うものとする。

- 3 同一の検査につき2人以上の検査職員があるときは、各検査職員は、独立の判断をもって、検査を実施しなければならない。
- 4 検査職員は、検査をしようとするときは、調査職員と事前に検査の日時及び場所を調整し、取り決めなければならない。
- 5 検査職員は、原則、検査日の3日前(閉庁日を除く。)までに業務の履行状況等が確認できる業務関係書類及び成果物の提出を調査職員に求めるものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

(所管部長に対する報告等)

第11条 検査職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに業務担当部長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 検査ができないとき。
- (2) 検査に際し、受注者又はその代理人等が検査職員の職務の実施を妨げたとき、又はその指示に従わないとき。
- (3) 同一の検査につき2人以上の検査職員がある場合において、各検査職員の意見が一致しないとき。
- (4) 次条の規定により検査に立ち会う局の職員と意見が一致しないとき。
- (5) その他検査の実施について疑義が生じたとき。

(検査の立会い)

第12条 検査職員は、検査をしようとするときは、調査職員、管理技術者、照査技術者等の立会いのもとに検査を行うものとする。ただし、契約が解除された場合に行う検査の立会いにおいて、検査担当課長が受注者の立会いが困難と認めるときは、調査職員のみ立会いとする。

(調査職員の意見の陳述)

第13条 前条の規定により検査に立ち会う調査職員は、検査の実施について意見を述べるができる。

- 2 前項の場合において、検査職員の意見と一致しないとき又は検査の実施について疑義が生じたときは、調査職員は、業務担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(受注者等が立ち会わない場合の検査の実施)

第14条 第12条の規定により管理技術者、照査技術者等に対し検査の立会いを求めた場合において、その者が正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、欠席のまま検査を実施することができる。

- 2 前項の場合において、受注者又は管理技術者及び照査技術者等から検査の結果につき異議の申出があっても、これを採用しないものとする。

(検査の中止等)

第15条 検査職員は、検査を行う際に、次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちに検査担当課長に報告しなければならない。

- (1) 受注者又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨害したとき。
- (2) 修補の程度がはなはだしく、検査に値しないと認められたとき。
- (3) 成果物に重大な欠陥が認められたとき。

(検査に不合格部分がある場合の処置)

第16条 検査に不合格の場合の手直しは、次により処理するものとする。

2 検査の結果、不合格部分がある場合、検査職員は、修補事項、修補完了期限を明示して、当該期間内に、不合格部分の履行を完了させるよう調査職員に修補事項指示書兼報告書をもって指示するものとする。

(1) 業務担当課長は、修補完了期限内の修補完了確認ができない場合において、受注者に対し、業務完了検査不合格通知書、業務部分完了検査不合格通知書を通知し、修補の指示を行うものとする。

(2) 業務完了通知書を委託期間末日に受けた場合において、不合格部分がある場合の処置は、前号に準じ処理するものとする。

3 受注者から修補完了通知書を受領した場合は、この要領の条項に準じ、再検査を実施するものとする。

4 検査職員は、再検査を終了し完了と認めた場合において、次条に規定する業務検査調書を作成するものとする。

(報告)

第17条 検査職員は、検査を完了したときは、遅滞なく、業務検査調書を作成し、業務担当課長及び財務課長に報告しなければならない。

(業務検査調書)

第18条 業務検査調書は、次のとおり処理するものとする。

(1) 検査職員は、給付の完了を確認するための検査終了後速やかに業務検査調書(完了検査、指定部分完了検査、引渡部分完了検査、契約解除に伴う既履行部分完了検査)を作成し、業務担当課長に提出するものとする。

(2) 2人以上の検査職員により検査を行った場合の業務検査調書は、連署で提出するものとする。

(検査結果の通知)

第19条 業務担当課長は、業務検査調書の提出があったときは、業務完了検査結果通知書、業

務部分完了検査結果通知書を受注者に通知するものとする。

(委任)

第20条 様式については、技術部技術管理課長が別に定めるものとする。

2 この要領に定めるもののほか必要な事項は、技術部技術管理課長が定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

業務担当課	業務担当部長	検査担当課
技術部 施設課	施設担当部長	工事担当課
〃 管路設計課		
〃 設備課	設備担当部長	
〃 牛田浄水場		
〃 緑井浄水場		
〃 高陽浄水場		
〃 中部管理事務所	維持担当部長	
〃 東部管理事務所		
〃 西部管理事務所		
〃 北部管理事務所		